「家庭支援」と「保育相談支援」

一「保育所保育指針」及び保育士養成課程の改正を受けて一

金 戸 清 高・犬 童 れい子

A Study of Domestic Support and Preschool Consultation
Regarding Childcare

Kiyotaka Kaneto Reiko Indo

1. はじめに

2010年3月、保育土養成課程等検討会は第6回会議にて、「保育土養成課程等の改正について(中間まとめ)」を発表し「保育指針の改定を受けた保育土養成課程の改正については平成23年度入学生から」「実施する方向で検討すべきと考える」とした。今回の改正に到った大きな要因は、「保育所保育指針」(2008年3月告示、翌2009年4月より実施)の改定である。そのねらいは「保育の質の向上であり、保育所が子どもや子育て家庭を取り巻く今日的課題を踏まえ、保育の専門機関として地域社会に貢献することを求めて」。のこととされる。つまりは時代に即応した保育上としての「専門性」の向上が求められているというのである。あるいは「保護者支援」である。2003年に改正された児童福祉法児童福祉法18条の4において、保育士は「児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う」とされたことも、今回の保育所保育指針改定の内容に反映されている。1989年の所謂「1.57ショック」により、少子化対策が我が国にとって火急の課題となって以来、様々な子育て支援策が打ち出され、にもかかわらず2005年の人口減少社会到来を経て今日に到っている。また虐待の件数も急激な増加傾向にあり、全国の児童相談所が対応した虐待相談件数は統計を取り始めた1990年(1,101件)以降、18年連続で増加し、2008年度は42,664件に及んだ。

このような状況下、今、「保育の質の向上」をねらいとして「保育所保育指針」が改定された。 初めて告示化された今回の指針では「保育課程の編成」が義務化された。あるいは「自己評価」 や「食育の推進」や「保護者支援」である。将に保育士としての「専門性」が大きく取りざたさ れている現代である。このように「専門性」が問われる一方、指針は「職員の資質向上」のため に1章分を設けたりもしているが、これらの任は無論、既に資格を取得した保育士だけにあるの ではない。言うまでもないことだが養成校もまた、時代に即した保育者を育成していかなければ ならない。今回の養成課程の改正の内容は、①教科目の配列、②教科目の新設、③教科目の名称 の変更等、④教科目の移行、⑤単位数の変更、⑥保育実習 I における実習受け入れ施設の範囲や要件の見直し、と、多方面に亘っている。これらの中で、本稿は新指針にて1章分が割り当てられた「保護者に対する支援」に焦点をあて、新たに必修科目として設置される「家庭支援論」(「家族援助論」からの名称変更)と「保育相談支援」(新設)において、それぞれに目された「教授内容」から浮かび上がる保育に関する現代的諸問題とそれへの対応について考察を試みるものである。

一方1995年の所謂「エンゼル・プラン」や2000年の前回指針改定以来、保育所は地域の子育て支援センター的役割を担い、様々な支援事業を展開してきたが、今回の改定で、それがどのような効果を生み出し、また課題を浮かび上がらせたか、実際の保育現場からの提言を得た。本稿は主にこの2つの内容で構成されている。なお本稿の $1\sim3$ 章は金戸が執筆し、第4章は大童が執筆した。

2.「家族援助論」から「家庭支援論」へ

「保育士養成課程等の改正について(中間まとめ)」(前掲)では、従来の「家族援助論」から「家庭支援論」への変更について、「家庭、地域などを視野に入れた支援のあり方や支援体制について理解することが必要となっているため」としている。単なる名称の変更に留まらない。試みに厚生省が定めた「教科目の教授内容」について比較してみると、両者とも系列【保育の対象の理解に関する科目】と講義形式(講義・2単位)は同じだが、〈目標〉および〈内容〉は若干の相違があり、特に「家庭支援論」の方が簡潔になっていることが解る。

家族援助論〈目標〉1.保育所のもつ「子育て支援」を重要な社会的役割として理解し、児 童・親を含めた家族が保育の対象であることを理解させる。 2. 「子育て支援」は保育所だ けでなく、その他の児童福祉施設の親についても同様に必要とされることを理解させる。 3. 現在の家族を取り巻く社会環境における家庭生活、とくにその人間関係(夫婦・親子・ きょうだい)のあり方を理解すること及びそれをふまえて適切な「相談・助言」を行うこと は「子育て支援」のために欠かせないものであることを理解させる。 4.1~3を踏まえ、 それぞれの家族のニーズに応じた多様な支援対策を提供するため、児童福祉の基礎となる家 族の福祉を図るための種々の援助活動及び関係機関との連携について理解させる。 〈内容〉 1. 家族とは何か (1)家族の意味(定義) (2)家族の機能 2. 家族をとりまく 社会的状況と支援体制 (1)都市化 (2)核家族化・少子化 (3)男女共同参画社会の進展 (4)家族の福祉を図るための社会資源 3. 今日における家族生活(家族関係) (1)夫婦関 係(子どもから見た両親のあり方) (2)親子関係 (3)きょうだい関係 4.「子育て支援」 としての家族対応 (1)「子育て」からみた家族の課題 (2)子育て支援の意義 (3)子育て支 援サービスの範囲 (4)「相談・助言」という「子育て支援」 (5)虐待などへの対応 (6)子育て支援サービスの課題 (7)子育て支援サービスの具体的展開 (8)子育て支援にお ける関係機関との連携

家庭支援論〈目標〉1. 家庭の意義とその機能について理解する。 2. 子育て家庭を取り 巻く社会的状況等について理解する。 3. 子育て家庭の支援体制について理解する。 4. 子育で家庭のニーズに応じた多様な支援の展開と関係機関との連携について理解する 〈内容〉1. 家庭支援の意義と役割 (1)家庭の意義と機能 (2)家庭支援の必要性 (3)保育 士等が行う家庭支援の原理 2.家庭生活を取り巻く社会的状況 (1)現代の家庭における人 間関係 (2)地域社会の変容と家庭支援 (3)男女共同参画社会とワークライフバランス 3. 子育で家庭の支援体制 (1)子育で家庭の福祉を図るための社会資源 (2)子育で支援施 策・次世代育成支援施策の推進 4. 多様な支援の展開と関係機関との連携 (1)子育で支援 サービスの概要 (2)保育所入所児童の家庭への支援 (3)地域の子育で家庭への支援 (4) 要保護児童及びその家庭に対する支援 (5)子育で支援における関係機関との連携 (6)子育 で支援サービスの課題

まずは当然のことのようであるが、「家族援助論」では「家族」の意義と機能を明確にすることが第一義的に求められたが、一方「家庭支援論」では「家庭」の意義の明確化が求められている。次に〈目標〉では、「家族援助論」では4項目すべてが「子育て支援」についてのものであるのに対し、「家庭支援論」ではそれが後半2項目となっている。まずは家庭の意義と機能、そして現代の家庭の在りようについて体系的に学習した後、「家庭支援」について学ぶという、系統性が明確にされていることが解る。次に〈内容〉では「家庭支援」では〈目標〉に掲げられた4項目についての細部が記されており、「家族援助論」のそれより体系的になっているが、これは前掲「中間報告」にて「目標は5項目前後、内容は目標に沿った大項目の下に小項目を3~5項目程度たてることを基本とする」方針が確認されていることに起因すると推測される。

ところで、「家族」と「家庭」とは、どのような意味の違いがあるのだろうか。今試みに辞書を 参照すると、次のような差異が見えてくる。

「家族」同じ家に住む夫婦・親子・兄弟など、近い血縁の人びと。

「家庭」生活を共にする、家族の集まり(の場所)。(『新明解国語辞典』第三版より)1

このように「家族」が具体的な「人びと」を指すのに対し、「家庭」とは「集団」であり、「場所」でもあるような、抽象化された術語であるようだ。「家族援助論」の〈目標〉では、まず「保育所のもつ子育て支援」の重要さが説かれるのだが、保育所での保育が「保護者の委託を受けて」(「児童福祉法」39)なされることもあって、「家族」に比重が置かれていたことが推定される。「家庭」とは上述のように「家族」よりもより広い概念で用いられている。実は「家庭」というタームは福祉では既になじみ深い。以下は「児童福祉」から「児童家庭福祉」へ行政的施策をシフトさせる契機となった重要な「提言」である。

現代家族の特徴を「家庭のない家族の時代」等と呼称されている。家族とは、夫婦・親子・きょうだいなどの少数の近親者を主とした集団を意味する。<u>その家族は「家庭」という場でこそ、子どもを健やかに育み、同居者が互いに人間として成熟し、よりよき人生を歩むことができるよう支えあうものである</u>。しかし「家庭のない家族」の呼称に代表されるように、家族ではあっても互いに家族として支えあうことを失っている現象が最近めだってきている。(「提言 あらたな『児童家庭福祉』の推進をめざして」児童家庭福祉懇談会 1989年2月。下線引用者、以下同。)

つまり「児童家庭福祉」は、憲法25条にて謳われる「健康で文化的な最低限度の生活」の実現のためのものであって、それは具体的には様々な「子育て支援事業」を通して行われることとなるのである。先に述べたが、「児童福祉法」18条の4に規定された保育士の業務、すなわち「児童の保育」と「児童の保護者に対する保育に関する指導」といった親と子への支援は、個々の「家族」への「援助」というより、「家族」の営みが行われる「場」である「家庭」への支援から「福祉」の実現に向かうという理念が明確にならなければならない。

3. 「保護者支援」と「保育相談支援」

前掲「保育士養成課程等の改正について(中間まとめ)」では今回新設予定の「保育相談支援」 (演習1科目)は、以下のように解説されている。

保育士の「保護者に対する保育に関する指導」(児童福祉法第18条の4)について具体的に学ぶことが重要であるため、「保育相談支援」を新設する。保育指針第6章の内容を踏まえ、保育実践に活用され、応用される相談支援の内容と方法を学ぶ。その際、「相談援助」、「家庭支援論」等の科目との関連性や整合性に配慮することが必要である。

「保護者に対する保育に関する指導」(通称「保育指導」)とは、「保育所保育指針解説書」⁵(以下「解説書」と言う)によれば、「子どもの保育の専門性を有する保育土が」、その専門的知識や技術を背景として、「保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して」行うものであり、「保護者の気持ちを受け止めつつ」「安定した親子関係や養育力の向上をめざして行うこどもの養育(保育)に関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体」であるという。「保育所保育指針」において「子育て支援」が言及されたのは前回(1999年「通知」)が始めてであった(「第13章 保育所における子育で支援及び職員の研修など」)。社会や地域で求められる「保育所の機能や役割」として、保育所の通常業務である「保育の充実」に加え、地域における、「子育で家庭における保護者の子育で負担や不安・孤立感の増加など、養育機能の変化に伴う子育で支援」が求められてのことであった。地域において最も身近な児童福祉施設であり、子育ての知識、経験、技術を蓄積している保育所だからこそ期待される「子育で支援」事業であった。先述したが、今回の改正で、「子育で支援」は「保護者に対する支援」として、1章分が割かれている(第6章)。その内訳は「1、保育所における保護者に対する支援の基本」「2、保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」「3、地域における子育で支援」とされた。

ところで今回の指針改定について、「保育指導」に関する項目について、疑義がなかった訳ではない。例えば次の指摘である。

保護者への指導や支援が、「子育ては家庭の責任」という圧力が強く働いている現在の状況では、親たちにとって、もっと強い圧力、「監視」と感じられてしまうのでは、と思うからです。 〈略〉親の子育で状況をチェックすることが保育士の仕事の一つにさせられる。少し強い表現を使えば、「子育ての義務を果たそうとしないダメな親、悪い親」をいちはやく見つけ出し、そうならないように訓練するのが保育所や保育士の役割だ、ということになりかねません。6 いささか極論めいてはいるが、この指摘は、「子育て支援」が言われ始めた当初、屡々指摘された言説、すなわち、子育て支援が育児放棄を助長するのでは、という疑念と通底する問題のように思われる。私も以前「地域とこどもに関する研究」7にて、犯罪や虐待の抑止力としての「地域の目の復活」を提言したが、これが所謂前時代の「五人組」や戦中の「隣組」のような監視・通報システムとならないための用心が必要なことは言うまでもない。そもそも「指導」という用語が福祉の理念から遠いので、先述のように「解説書」では「保育指導」を「相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体」と言い直してもいるのである。

さて、「保育所保育指針」第6章の「保護者に対する支援」であるが、具体的には以下の項目からなる。

- 1 保育所における保護者に対する支援の基本
- (一) 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること。
- (二) 保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有すること。
- (三)保育に関する知識や技術などの保育士の専門性や、子どもの集団が常に存在する環境 など、保育所の特性を生かすこと。
- (四) <u>一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護</u>者の養育力の向上に資するよう、適切に支援すること。
- (五)子育て等に関する<u>相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼</u> 関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重すること。
- (六)子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り 得た事柄の秘密保持に留意すること。
- (七)地域の子育て支援に関する資源を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携及び協力を図ること。
- 2 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
- (一)保育所に入所している子どもの保護者に対する支援は、<u>子どもの保育との密接な関連</u>の中で、子どもの送迎時の対応、相談や助言、連絡や通信、会合や行事など様々な機会を活用して行うこと。
- (二) 保護者に対し、保育所における子どもの様子や日々の保育の意図などを説明し、<u>保護</u>者との相互理解を図るよう努めること。
- (三)保育所において、保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、通常の保育に加えて、保育時間の延長、休日、夜間の保育、病児・病後児に対する保育など多様な保育を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう 努めること。
- (四)子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力 を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。
- (五)保護者に育児不安等が見られる場合には、<u>保護者の希望に応じて個別の支援を行う</u>よう努めること。
- (六) 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

引用が長きに亘ったが、告示化の後も「保育所保育指針」ならではの柔らかな表現が特徴的である。特に1(二)「保護者とともに、子どもの成長の喜びを共有する」ことが、保護者支援の「基本」であるという。つまり今回の「指針」では、保育士と保護者との、人格的交流を、保護者支援の前提としているのである。あるいは1(四)「一人一人の保護者の状況を踏まえ、子どもと保護者の安定した関係に配慮して、保護者の養育力の向上に資する」支援が求められる。また1(五)「相談や助言に当たっては、保護者の気持ちを受け止め、相互の信頼関係を基本に、保護者一人一人の自己決定を尊重する」と謳われる。この章の冒頭に引用した「保育士養成課程等の改正について(中間まとめ)」でも、「保育相談支援」は「家庭支援論」とともに「相談援助」との「関連性や整合性」への配慮が指摘されているが、所謂「バイステックの7原則」。やパールマンの「4P」。など、これからの保育士が求められるソーシャルワーク的働きの中で重要とされる問題と通底するのである。

次に保護者への支援は2(一)「子どもの保育との密接な関連の中で」「子どもの送迎時」「相談や助言」「連絡や通信」「会合や行事」等々あらゆる機会を通して行われるとされる。「児童家庭福祉ニーズには種々の次元がある」と言われ、保護者の「主訴」は必ずしも保護者やこどもの「真のニーズを正確には反映していない」¹⁰とされる。それ故保育所側としては、保護者が相談しやすい環境を整えるための「しかけ」が必要と思われる。

次にこうした相談業務において重要なのは、保育士間あるいは施設における上司との連携、そして1(七)「地域の子育て支援に関する資源」の活用や、「地域の関係機関、団体等との連携及び協力」である。言い古された標語ではあるが「報告」・「連絡」・「相談」は、今の社会だからこそ求められる保育者としての職務でもあるだろう。

ところでこうした「家庭支援」や「保育相談支援」は、何を目ざすのか。再び2001年に改定さ れた児童福祉法についてであるが、この時、保育士は従来の業務である「保育」というケア・ワ ークに、「保育相談」というソーシャルワーク機能を担うこととなったと言われる。例えば子育て 支援が文部・厚生・労働・建設の4大臣合意において策定された「今後の子育て支援のための施 策の基本的方向について」(通称「エンゼルプラン」、1994年)では①「安心して出産や育児がで きる環境を整備する事」、②「家庭における子育てを基本とするが、それを社会全体でサポートす る『子育て支援社会』を確立していくこと」、③「常に子どもの利益が最大限尊重されるように配 慮すること」を基軸に様々な重点的施策が定められたのだが、その中で定められた新たな保育サ ービス、すなわち「延長保育」「一時的保育」「休祭日保育」「乳幼児健康支援デイサービス事業 (病 後児保育)」「放課後児童クラブ (学童保育)」等を見ると、当時の子育て支援事業の殆どがケア・ ワーク的内容かその延長上にあったことが解る。この施策故に子育て支援保育サービスが格段に 進展したのであるが、それらは畢竟、基本的な保育所の業務である「保育に欠ける」乳幼児の保 育の枠内にあった。それに、2001年の児福法改正によって「ソーシャルワーク」的役割が付加さ れたのである。そのような「保育相談」の業務は、親のエンパワメントにつながるものであって、 こうした子育て支援の変化は、事業の目的が〈親の代行〉から〈親の子育て力を引き出すもの〉 へと変化してきていることを表している。私は嘗て、子育て支援の肝心として「共同体の構築(子 育てネットワークの拡大)のために、保育園のケア・マネージメント的機能が重要であること」" を指摘したのだが、今保育士に求められている「保育相談」業務は、こうした「子育てネットワ 一ク」の構築および拡大につなげることが、究極には親のエンパワメントとなりゆくのである。

4. 保育現場における家庭支援

本章では実際に保育園で行われている主な家庭支援や保育相談について紹介する。

・登降園時のコミュニケーション

登降園時は保護者と顔を合わせて直接話をしたり、親子の様子を見たりすることのできる貴重な時間である。保護者からのあるいは園からの連絡や報告はもちろんのことだが、それ以上に雰囲気で伝わってくるのが親子関係である。特に急いで子どもを預け仕事へ向かう親と親から離れる時の子どもの表情は家庭内の普段の雰囲気がそのまま伝わってくるものである。楽しい朝の時間からそのままスムーズに登園できた時、朝の支度に時間がかかり不機嫌なまま、叱られて(親子喧嘩をしたまま)登園した時は大きな違いがある。大人は状況に合わせて顔を変えるが子どもは気持ちのままを表わすので迎え入れる側にはすべてが明らかに見えることが多い。こんな時こそ少しだけ距離のある第三者として自然にこの親子間に入り込むことができるのは保育園のメリットでもある。二者間の気持ちを受け止めスムーズな朝のスタートに持っていくことは登園時における現場ならではの、見えない家庭支援である。

降園時は仕事から解放された保護者と朝よりもゆとりのある連携ができる。この日の保育で感動したことや、成長を感じたことなど連絡帳に書くこととは別に、時間の許す限り直接伝えることが理想である。直接会話することにより子どもの成長を共に喜びあい、子どもの良さを認め知ることができ、保護者にとっては子育ての辛さよりも楽しさや喜びにつながることになる。同時に忘れてならないのはその日の子どもの傷や怪我についてはその日のうちにきちんと伝えることである。担当の保育土が早出等で早めに抜ける場合は保育者間での引き継ぎをし、担当保育士でなくても報告、連絡することができる体制にすることが必要である。報告、連絡の徹底は保護者への信頼関係へとつながる。園側では大したことないと判断したくなるようなことも、保護者は見えない昼間の子どもの様子については「何でも話してください。教えてください」と希望される場合が多い。特に負の部分、例えば噛みつかれた痕、テープを貼るくらいの傷(病院にいかなくても)についても丁寧に報告することで、そのことが保育内容の理解へとつながることにもなる。



(登園時、おばあちゃんから話を聞く保育士)



(お疲れ様でしたと労をねぎらい帰りのあいさつをする)

• 家庭訪問

園によっては職員の勤務体制や時間的制約などで家庭訪問を行っていないところもあるが、行

っている園からすると家庭訪問は他に比べるものができないほど多くを得ることができるものである。家庭を訪問することで家庭の匂い、雰囲気、生活の様子が感じられる。子どもがここで生活してここから園に来ているのだというつながりを感じ、保育者には子どもとの親しさが増す。何を話したかよりも訪問したこと自体が子どもとも保護者とも強い絆になっていくことが多い。普段はなかなかゆっくりと向かい合えない保護者と向き合うことで、保護者の思いや悩み、園に対しての要望なども聞くことができる。園は園、家庭は家庭とそれぞれが独立しているのではなく、お互いに一緒に子どもを守ろう、育てていこうというつながりの確認ができるのである。この家庭訪問は勤務時間内にすることはなかなかできず、勤務時間外の時間を使うことになるが、訪問後の子どもは「先生、〇〇ちゃんちに来たもんね」と何度も何度も笑顔で親しみを込めて話してくる。誰よりも園からの家庭訪問を待ち喜んでくれる子ども、そして以前よりも園に対して身近になっている子どもと保護者の変化はこれから長く続くお互いの関係性にとって大きなプラスとなっている。以下は小羊保育園にて2010年4月に実施した家庭訪問記録からの抜粋である。

家庭訪問(I・Nちゃん宅)

- ・築2年のとても新しいお家で、お部屋の中にNちゃんの写真や作品が沢山かざってあり、 とても温かいお家だった。
- ・お母さんとNちゃんの2人で迎えで下さり、Nちゃんは照れてお母さんの後ろに隠れていたり恥ずかしがっている様子だった。
- ・ペルぎんグループ(1、2歳児)になってNちゃんが園に喜んで行くようになったことや 着替えなどを自分でするようになったことなどを聞いた。園でも新しい環境にスムーズに 慣れ、落ち着いて良いスタートがきれていることなどを話した。
- ・Nちゃんはキッズの時から一緒だったAちゃんやMちゃん、Kちゃんとよく一緒に遊んでいるが、お家でもお母さん同士が仲良くされているとのこと。
- ・お家では一年前からお母さんにだけ自分の意思が通らない時に噛みつくことがあり、園では噛みついたりしていないか?と心配されていた。(言葉がでるようになってからは少なくなったとのこと)

園では今までも全くそのようなことはなく、見たことがないことを伝えた。R先生が、N ちゃんくらいの時期は自己主張の一部で、健全な成長段階ですよと話されると頷いておられた。

- ・また、Nちゃんが生まれるまではなかなか子どもができず、7、8人流産されたことなども話され、Nちゃんが待望の赤ちゃんだったことなども初めて知った。
- ・他にも、お母さんの職場や勤務 (Nちゃんが3歳過ぎると、パートの時間が増える)のこと、小学生になったら学童を利用するだろうということ、合志市の子育て支援に対することなど、様々なことを話された。

行事を通して

10年ほど前までの行事と言えば、保護者は所謂〈お客様〉の立場で、ただ見にくることが多かったが、近年は保育参観ではなく〈保育参加〉としている。また時には保護者主体の行事も交え、園と保護者と協力して行事を盛り上げるなど行事の持ち方や考え方も変わりつつある。集団の場での子どもの様子は親にとっては大変気になるものであり、特に大きな行事では(例えば運動会、

発表会など)我が子の姿に親は一喜一憂される。しかし子どもの方も行事では緊張し、いつもとは違う行動を取ったりして、ハプニングも起きやすい。そのため普段から子どもの園生活の姿を伝えることが行事の前には大切なことになってくる。特に子どもの成長に不安を感じておられる保護者には行事の目的や子どもがどんな過程を経て現在の姿でいるのか、普段はどういう参加の仕方をしているかなど、時折話す機会を持つことが必要である。行事は保護者が他の子と我が子の比較をする場にもなる。幼少期から子どもが比較評価されるのは子どもの成長にとって望ましくない。子どもは認められて伸びていくものである。行事が集大成のように結果を求められるようなやり方にならないよう保育園側の工夫が必要であり、保護者には行事とは子どもの成長を喜ぶ時、子どもを褒める日であることを伝えたいものである。

入園式:今日は、泣いていたり・フラフラしたり・言葉も出ない我が子の姿をしっかりと 脳裏に留め、卒園式で発達した姿を味わうために記憶してください。お母さん子 別れの第一歩です。

誕生会:今日は、お母さんに生んでくれて有難うと感謝する日です。

発表会:今日は、子どもに文句をいったり、けちをつける日ではありまえん。ほめる日です。大勢の前に立ったとき、可愛いとにこにこと笑顔で見つめ、失敗していいよ、上手でなくてもいいよと入園したときを思い出して大きくなったことを楽しむ日です。子どもを授かってこんな経験を与えられて「幸せ」と子どもに伝える日です。

参 観 日:今日は、子どもが先生の話を良く聴いたり・見ていたり・まねしたり・工夫する 姿を見つけ身体発達や知的発達している姿を捉え、多くのことを要求しすぎない で我が子の可能性を信じる日です。お母さんは死ぬまで我が子には様々な能力が あると信じることを誓う日です。

宿泊保育:今日は、親別れの第一歩の日です。「勉強とウンチは人に言われてするものでない」全て自分の責任で行動する日です。お母さん泣かないで笑顔で宿泊する子どもをにこにこと見送ってあげてください。

運動会:今日は、入園式や一年前の運動会を思い出すと我が子の身体発達を見つけ、大き く成長・発達したことを味わい、子どもを授かった喜びを味わう日です。家族で いっぱい汗を流して楽しんでください。

卒 園 式:今日は、入園した時を思い出し、自信に満ちた堂々たる態度や落ち着いた雰囲気 の情緒的発達したことを見つけ幸せの涙を流す日です。(2009年園内研修会にて 東海大学飯田和也氏が配布されたレジュメによる)

・保護者の集まり会 (子育てNOW)

ここでは筆者が勤務する小羊保育園の子育て支援の取り組みを紹介する。当園は1978年の開園当初より、障がい児保育、延長保育、子育て支援など地域のニーズを積極的に受け止めながら歩んできた。また1999年にホームページを開設するなど、早くから地域へ向けて情報の発信もしている。特に子育て支援については「子育てNOW」という名称で保護者対象に講演会やグループによる保護者同土の学び、交流を図っている。始めた当初は時間帯についてもいろいろ試行錯誤し、土曜日の昼間に参加できない方のため、夜の時間を使うこともあった。当初はまだパソコン

も普及しておらず、園のHPもなかったため、「子育てNOW」の主な内容は、園での子どもたちの様子を撮影したビデオ観賞をし、その後子どもたちの様子について互いに語り合うことだった。特別の講師がいなくても保護者は保護者同士、また保護者と保育園との関係の中で、子育てについての苦労話や失敗談などを出し合うことによって、また時にはそれぞれの家庭での工夫を聞いて学びあうことで参加した保護者は共感しあう仲間ができ、子育てについての喜びの再確認の場ともなってきた。

「子育てNOW」は園の方針や園が大切にして いる保育理念をきちんと伝える場でもある。保育 がただの子守りではなく、生涯を通しての最初の 大切な教育の場であり、特に日々成長している乳 幼児期の子どもたちにとっては、保育園は第二の 家庭でもあり安全が守られ、ふさわしい成長のた めに目標を掲げて保育していることを言葉で説明 し伝えたい。そのことが保護者にとっては子ども の発達段階に目を向け、家庭と園と共同で子育て をしているのだという実感につながることになる。 親になって初めて乳児と接することになる人も多 く、育児についての知識の家族間伝達も乏しくな ってきている。そのため親が孤立し、子育てが分 からずに悩み、子どもへ愛着を持てなくなってし まう。そういう保護者へ、子どもの育ちを伝え、 尚且つパートナーとしての園であることを知らせ ていくことは保育園の大切な仕事になっている。 「子育てNOW」は毎年年間行事に組み入れ年に 3回~5回行っている。

以下は2008年6月に実施した「子育てNOW」 (メディアと子ども)の、保護者の感想(連絡帳からの抜粋)である。因みに保護者へは既に「園便り」等で周知している。



(お父さん対象の子育てNOW)



(年齢別グループで、語り合い)



(園長先生のお話に熱心に聞き入る保護者)

- ・子育てNOWでは良い勉強になり、又これを機に家族で話し合って、少しでもテレビがついている時間がなくなる様にしたいと思っております。恵まれた時代に上手に付き合っていくと……頑張ります。その夜はテレビをつけず、ゆっくりとした時間を過ごしました。
- ・土曜日の子育てNOWのあと、少しずつでもと思いTVを消して過ごしてみました。その 分体をつかってYと遊ぶことになりましたが。たくさん笑ってくれるので、こちらも楽し

く過ごすことが出来ました。でも1日中けすことはまだ難しいですネ。

- ・子育てNOWありがとうございました。反省させられることばかりでした。週末は実家へ行ったため、テレビを見ずに元気に走り回っていました。楽器がよいと子育てNOWのとき聞いたので、少し嬉しかったです。
- ・子育てNOW参加させてもらい、とてもよかったと思っています。ただ私が参加させてもらい見て感じたことを、主人にどれだけ伝えられたのかなあー?って言うのと、Tにどう話してあげれば少しでも自分なりに考えてくれるのかっていう事。うちでは"ママがテレビダメってよ"(T)"あんまり見たらいかんとだろぉー"(パパ)そういう感じ方の方が強く、でも少しでも意識も生活習慣も私が少しかわって、家族みんなでチョットでもかわっていければと頑張ってみようと思っています。
- ・土曜日子育てNOWありがとうございました。テレビについてみんなでの意見の交換はとても自分自身を振り返って考えさせられ、有意義なものでした。日曜日、パパが留守でしたので早速テレビのスイッチを切って過ごしましたが、子どもは平気でテレビなどなくても大丈夫なんですよね……。夜パパが帰ってからはダメですね……。
- ・子育てNOWお世話になりました。"メディア漬け"の問題、本当に深刻な社会問題ですねー。我が家でも子どもたちのかけがえのない、この大切な時期を。メディアに奪われないように、大事に過していきたいと改めて痛感しました。私自身も仕事に戻ったら勤務先でもこの問題、取り上げていきたいと思いました。
- ・子育てNOWとても参考になりました。本当乳幼児には百害あって一利なしですよね。一 応、土日とノーテレビデーを実践しています。Nたちは別に何も言わないので、やはり大 人の私たちが好んでテレビを見ていたんだと今更ながら反省しています。継続できるよう 頑張りたいと思います。
- ・土曜日はお疲れ様でした。先生や他のお家でのお話が聞けてよかったです。もう少し、子ども中心の生活を心がけたいと強く思いました。そして家にいた父親にも強く伝えました。昨日も朝(デカレンジャーとブレイド)のTVを見終えたらTVを消し遊びました。なんか前よりあそぶ時間が増え、R自身も"今日は楽しかったネ~"と言ってました。
- ・土曜日の子育てNOWはお世話になりました。本当、再認識という感じでした。昨日Kのサッカーの試合で出かけてたのもありましたが、出かける前の時間と家に帰ってきてからもTVはつけず過してみました。なぜか誰もつけようとはせず、さすがに"サザエさん"の時間帯はつけてましたが。1日で1時間ちょっとだけつけてあとは電源を切りました。TVがついてないとすごくゆっくりと過せる感じがするし、だらだらがなくなりますね。Kもテキパキと行動してくれたくさん話も出来てよかったです。改めてTVはなくても生活できるんだぁーと感心させられました。
- ・土曜日の子育てNOW勉強になりました。「すぐきれる(怒る)子どもたち」が多くなってきている状態、自分が知らない(気付かない)うちに、子どもたちをそのようにしてしまっていたんだと改めて思いました。大人にとってのテレビと子どもたちにとってのテレビは自分が思ってたのと違うんですよね。これから、子どもにとって何が良いのか、大人が考えていかなくてはいけないと思いました。土曜日の子育てNOW参加してよかったです。Aにも少しずつ分かるように説明しながらやっていきたいです。
- ・子育てNOWお世話になりました。あらためてテレビ、ビデオ、ゲームの体におよぼす影

響を感じました。でも我が家の実態として、私が夜出かけるときや、休みの日は、見る時間が長くなります。特に小4の子は夜8時からテレビを消すと「ママ、何もすることがない」と何回も言っていました。結局トランプをしましたが、テレビの中毒が大きくなればなるほどひどいようです。

- ・月曜日はノーテレビデーにトライ! 昨日、子どもは内でTVはとうとう見ない事ができました。主人も早く休んでいました。いつまで続くか楽しみです!
- ・昨日、図書館で借りていたビデオがあったので30分だけ見ようか!とつけたのですが、始めは画面に釘づけ!だったのですが、10分位したら、本を読んだり、歌を歌ったりと違う遊びを始めていました。3日間のノーテレビデー、すごい効果です!!
- ・昨夜は8時まではテレビを付けずに過しました(これはすごい事なんです)パパがいるときはたいてい付けていたので……やっと昨夜から協力してくれました(良かった良かった…)パパからの感想
 - *テレビを付けずに食事をするときちんと食べてくれる
 - *ごはんをこぼさずに食べてくれる
 - *色々話してくれる、等々

私は分かっていましたが、パパが改めて言ってくれたので、とても嬉しかったです。この 調子で頑張るぞ!

・土曜日はお世話になりました。家でも少しずつやっていきたいです。ぜひ父親会を……

また、以下は同日の職員による記録である。

きりん・うさぎ (4、5歳児クラス) 子育てNOW 報告 場 所 小羊保育園 きりん・うさぎの部屋 参加者 保護者 (18名) と職員 (4名) 計22名

1. 歌♪いつもよろこんでいなさい

♪雄雄しくあれ強くあれ

手遊び おちゃらかホイ

子どもたちが暗唱しているみ言葉の紹介

- 2. 現在のきりん・うさぎさんの様子(担当保育士より)
 - ・お正月遊び(こま回し、凧揚げ)を喜んでしている。こま回しはずいぶん出来るように なってきた。
 - トランプ遊びも盛んになっている。
 - ・作品展に向けて作品作りをしているが、はじめに遊べるおもちゃづくりからはじめた(けん玉など)自分でつくったおもちゃで遊ぶ楽しさを味わってから、さらに作る意欲がでてきている。
 - ・マラソンを隣りの公園でしているが、自分で今日は何週走るか決めて走っている。
 - ・鉛筆や消しゴムが無くなったり物のやり取りをすることが多くなってきてことから、物の大切さを子どもたちにわかってもらう目的と、自主性を育てるためにポイントカードを作った。

(例えば、歯磨きをしたら1ポイント、マラソン5周で1ポイント、パッと寝パッと起き表で全部〇だったら1ポイントなど)

このポイントカード制にしたことにより、マラソン、歯磨きなど、自分で目標を決め、 保育者に言われなくてもがんばるようになってきた。

ポイントカードでたまったポイントで郵便ごっこに使う便箋やシールなどを交換するお 買い物ごっこに発展し物の大切さを実感してほしいと考えている。

3. 園長先生のお話

- ・本の紹介「育児不安を超えて」原田正文著
- 子どもの育ちをどう捉えるか。
- ・育てるというのは、できることを増やすとか、大人が何かをさせる、してあげることと 勘違いしていることがないだろうか。
- ・保育や教育現場でも子どもの出来るレパートリーを増やすことが育てることだと勘違い してしまいやすい
- ・親は幼稚園や保育園で何をしてくれるかと思いがちだし、園側もいい園になるために何かをしたい、それが育てていることと勘違いをしてしまっている面がある(鯨岡先生の言葉より)
- ・今、きりん・うさぎさんはマラソンをしているが中には走りたくない子がいる。その子を外に無理に出したら走るだろうか?無理に出されても子どもは走らない。しかし、今回ポイントカードを作った。そのことがきっかけとなりポイントが欲しいために今まで走らなかった子がなんと10周走った。それもやらされたのではなく、その子が自分で決め努力した。自分で目標を決めたことによりやる気が出た(意欲)
- ・教育とは引き出すもの。子どもの中にある能力を引き出すのが私たちの役割。〈略〉
- 4. 2グループに分かれ、おしゃべりタイム

小学校に上がることでたくさんの不安をお持ちのお母さんに対し、現在小学生のお子さんをお持ちの先輩お母さんより、たくさんのアドバイスや自分たちの工夫していることのお話しがありました。また小学校の先生お母さんからのアドバイスもありました。

例えば

- ・子どもはどうしても9時には寝せたいと思っているので、それから逆算して考えるようにしている。平日は基本的に買い物はしない、また夕食は朝早く起きてある程度の下準備をしておく。また仕事で帰宅も遅い分、子どもと関わる時間が制限されるため、夕食とお風呂の時間は子どもに対してだけ使うと決め、しっかりとコミュニケーションの時間にしている。
- ・夕食を作る横で子どもには宿題をさせ、自分は作りながら子どもの話を聞いたり、質問に答えたりしている。テレビは見出すと時間が足りないので、新聞で見たいテレビだけを選び、後はつけない。テレビがないことでコミュニケーションの時間が充実するようにしている。
- ・小学校では子どもたちが無理なく授業に入っていけるような体制をとっているので、あまり心配しなくてもいいが、きちんと話を聞く態度が身についているかは重要。
- ・小学校では洋式トイレはあるが数が少ないので、和式用トイレに入れる練習もしておく と良い。

・上の子ががまんしているのか、あまり甘えて来なかったが、2年生になったときにはじめて甘えてきてくれ、うれしかった。子どもなりに親が気づかないところでがまんしていたと思った。それ以来意識して上の子にも甘えられる環境と時間を取るようにしている。

・子育て支援サークル(こひつじキッズサークル)を通して

小羊保育園で子育て支援サークルの必要性を感じて事業として始めたのは10年前、行政等によ る補助金事業ではなく、自主的に行ってきた。その後町から予算がつくようになったが、現在は また自主事業になっている。必要性を感じることは工夫をして行うという姿勢をとってきた。始 めた当初はこのような支援サークルが珍しかったこともあり、1日に20組の親子がくることもあ ったが狭い園内では通常保育に影響することから1日限定10組の親子を受け入れとした。当園に は余分なスペースの部屋がないので、支援サークルに来た親子は基本的に自分の子どもの年齢に あったグループに入り、保育に参加したり、親の責任のもと、園庭や園隣りの公園で遊んでいる。 特別のプログラムはない。しかし親にとってはここに来たことで仲間ができたり、子どもを中心 にした子育ての話や情報交換ができることが何より収穫になっているようだ。キッズサークルの 担当者はそんな親子を遠目に観察しながら、場合によっては臨機応変に話しかけたり、時には相 談に乗ったりしている。また帰り際には親自身に日誌(子どもの様子や感想など)を書いてもら って記録としている。園のスペースにおいても支援のあり方としても親子にとって自分たちでや りたいことや過ごしたい場所を選べる場としてのキッズサークルとなっている。園としては相談 にのらなくてはと意気込まなくても、また親が「相談があります」と申し出なくても、このスタ イルでの支援サークルは当園にとって自然体で無理なく行える最高の形である。年度によっては 申込者が多いとき、また細々とした参加者の時もあるが、負担感なく自園にあった形の支援を続 けていくことが必要だと感じている。

注

- 1 http://www.wam.go.jp/wamapp1/bb16GS70.nsf/0/c7f4f75d04dfb879492576e20020a8a1/\$FILE/20100310_2shiry ou_all.pdf
- 2 「保育所保育指針改定について」第1回保育士養成課程等検討会「資料5」(2009年11月16日) なお厚生労働省編「保育所保育指針解説書」(2008年5月フレーベル館) には「改定のホイント」として「(1) 保育所の役割の明確化」「(2) 保育の内容の改善」「(3) 保護者支援」「(4) 保育の質を高めるしくみ」を挙げている。
- 3 2010年3月10日「産経ニュース」 (http://sankei.jp.msn.com/affairs/crime/100131/crm1001310959006-n1.htm)
- 4 因みに同『新明解国語辞典』によれば「援助」は「(そのままに放置したら挫折するかじり貧状態に追い込まれるかの運命にある当事者に対して、)ブラスの方向に向かうように力を貸してやること」であり「支援」は「『援助』のやや改まった表現」で、意味上にさほどの違いを明確にしない。
- 5 前掲.
- 6 中西新太郎「『支援』が『監視』にすりかわるとき」(『現代と保育』70号 ひとなる書房 p $66\sim$ p $68\sim$ 2008年3月)
- 7 豊田憲一郎・金戸清高「地域とこどもに関する研究」(紀要『VISIO』第33号 p53~p64 2006年2月)
- 8 アメリカのケースワーカー、バイステックの概念で、現在においては最も基本的なケースワークの作法として認識

されている。その内容として「個別化」「受容」「意図的な感情表出」「統制された情緒的関与」「非審判的態度」「利用者の自己決定」「秘密保持」が挙げられる。(http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%B1%E3%83%BC%E3%82%AF#. E3. 83. 90. E3. 82. A4. E3. 82. B9. E3. 83. 86. E3. 83. 83. E3. 82. AF. E3. 81. AE7. E5. 8E. 9F. E5. 89. 87)

- 9 アメリカのケースワーカー、パールマンが提唱した『ケースワークに共通な(もしくは必要となる)四つの要素』の事。内容は以下の通り。「人 (*Person*)」「問題 (*Problem*)」「場所 (*Place*)」「過程 (*Process*)」。なおパールマンは後1986年に、Professional person (専門職)・Provisions (制度)を追加して「6 P」と呼んだ。(7と同)
- 10 社会福祉法人全国社会福祉協議会『改定4版・保育士養成講座第11巻 家族援助論』(2009年3月)
- 11 「共同体の中での育児」(『保育くまもと』1999年8月)
- 12 社会福祉法人地の塩福祉会小羊保育園 (熊本県合志市、園長: 大童松子)。1978年11月に、定員60名で開園した。 現在は待機児童対策のため90名に定員増をし、さらに2011年は定員100名となる予定。